# 南アルプス市ウィークリースタンス実施要領

令和 6 年 3 月 14 日　策定

## 1　趣旨

建設産業の働き方改革への取組が進む中、公共工事の品質を確保するための中長期的な担い手の育成・確保が、受発注者共通の責務となっている。

ウィークリースタンスは、受発注者間において計画的に工事及び業務を履行するためのルールを定め、お互いの業務環境を改善することにより、目的物の品質確保につなげるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の育成及び確保を目的とする。

この要領は、南アルプス市が発注する工事及び委託業務において、ウィークリースタンスを実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。

## 2　対象

南アルプス市が発注する全ての工事及び委託業務を対象とする。ただし、災害対応及び維持管理業務委託等、緊急を要する場合は除く。

## 3　実施内容

建設産業の働き方の改善を図るため、次の取組を実施する。

①ノー残業デー（水曜日等）は、定時に帰宅できるよう必要な対応を心がける。

【ウェンズデー・ホーム】

②休日明けの日（月曜日等）を依頼の期限日としない。【マンデー・ノーピリオド】

③休前日（金曜日等）に依頼をしない。【フライデー・ノーリクエスト】

④業務時間外にかかるおそれのある打合せの開始時間を設定しない。

【オーバーファイブ・ノーミーティング】

⑤定時際及び定時後に依頼をしない。【イブニング・ノーリクエスト】

## 4　ウィークリースタンスの進め方

この取組は、受発注者間で工事及び業務を進める上での姿勢（スタンス）を示すものであり、現場等の条件や企業方針により、実施の判断や内容の変更等について、柔軟に対応するものとする。

実施に当たっては、工事及び業務の特性を勘案し、実施項目について受発注者間で確認及び共有を行った上で、施工計画書又は業務計画書に取組内容を記載するものとする。

## 5　設計図書等への記載

対象となる工事及び業務については、設計図書等にウィークリースタンスの対象である旨を明記しなければならない。

## 附　則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に公告（指名競争入札においては指名通知）する工事及び業務から適用する。

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日以降に公告（指名競争入札においては指名通知）する工事及び業務から適用する。